桐生市報道発表資料



令和4年11月1日

保健福祉部地域医療感染症対策室

<u>乳幼児(6か月以上4歳以下の者)への</u> 新型コロナワクチン接種について

生後6か月以上4歳以下の者(以下「乳幼児」という)への新型コロナワクチン接種が臨時接種に位置付けられ、10月24日からワクチン接種が可能となりました。それに伴い接種可能となる追加接種対象者に対して、11月7日(月)より順次接種券を発送します。

■ 対象者

1回目の接種時において乳幼児である者

■ 接種回数・接種間隔

初回接種(1~3回目接種):原則20日(18日以上)の間隔(3週間)をおいて2回筋 肉内に注射した後、55日以上の間隔(8週間)をおいて1回筋肉内に注射する。

3回セットで初回接種となります。1回目の接種時に4歳だったお子様が、2回目または3回目の接種時までに5歳の誕生日を迎えた場合、それぞれ2回目接種、3回目接種にも1回目と同じ乳幼児用ワクチンを使用します。

■ 接種当日の持ち物

- · 母子健康手帳
- ・ 封筒の中身一式
- · 本人確認書類

接種には、保護者の同意と立ち会いが必須です

■ 接種券の発送

11月7日(月曜日)の週から対象者(乳幼児)に対し、発送します。以降は、生後6か月になった方の分を順次発送します。

対象者には、接種済証(1枚)と接種券付き予診票3回分(3枚)を一括で送付します。 予診票右上に印字されている回数(1~3)をよくご確認の上、その接種回の予診票を使用 してください。

■ 接種方法

個別接種

各医療機関に申し込んでください。

接種可能な医療機関は、接種券に同封するチラシのほか、桐生市ホームページにも掲載します。



問い合わせ

保健福祉部地域医療感染症対策室 地域医療係

TEL 0277-46-1111(内線305)